

年金保険契約の源泉徴収額等の誤りについて

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から旧簡易生命保険契約に係る業務を委託している株式会社かんぽ生命保険(東京都千代田区、代表執行役社長千田哲也)で、1981年9月から2007年9月の間にご加入いただいた年金保険の一部のご契約において、源泉徴収額等が誤っていたことが判明いたしました。

お客さまに多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1 事象の概要

源泉徴収税が過徴収ならびに過少徴収となったご契約は以下のとおりです。

事象の詳細は別紙をご覧ください。

ケース	影響 件数	金 額		
		合 計	最 大	最 小
源泉徴収税が過徴収となったご契約	16件	522万円	131万円	4,614円
源泉徴収税が過少徴収となったご契約	65件	257万円	42万円	194円

また、上記のほか、確定申告の際に参考としていただくため、年1回お送りしている「支払年金額等のお知らせ」に誤った必要経費金額を表示していたご契約は314件です。

2 お客さまへのご案内

ご迷惑をおかけしたお客さまへは、順次、正当な必要経費金額や必要なお手続きを記載したお詫び状をお送りさせていただきます。

3 発生原因と再発防止策

必要経費を計算するシステムプログラムに誤りがあったことおよびご契約内容の変更を行った際の誤登録に起因するものであり、システムプログラムの品質向上、変更処理の際の検証体制を強化し、再発防止に努めております。

4 お問い合わせ先

本件についてのお問い合わせは、電話（フリーダイヤル）またはかんぽ生命 Web サイトで受け付けております。

○ お問い合わせ窓口

かんぽコールセンター（フリーダイヤル） 0120-552-950

○ かんぽ生命 Web サイト

お客さま相談窓口（送信フォーム）に「源泉徴収税の徴収誤りについて」と入力の上、送信してください。

【別紙】事案の詳細

事案

旧簡易生命保険契約の一部の年金保険契約について、源泉徴収額等が誤っておりました。

＜源泉徴収額の計算＞

源泉徴収額 = 課税対象金額^{※1} × 税率 (課税対象金額が、25万円以上るとき源泉徴収税を徴収。)

※1 課税対象金額 = 年金額 - 必要経費^{※2}

※2 必要経費 = 年金額 × 必要経費割合^{※3}

※3 必要経費割合 = 保険料払込総額 ÷ 年金受取見込総額

源泉徴収額等の誤り (イメージ)

